

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当行は、「共創力と提案力で地域の豊かな未来を実現する」を経営理念として掲げております。

経営理念の実現に向けて、地域のお取引先の悩みに寄り添い、信頼関係のもと共に新たな事業価値を創造していくため、迅速かつ機動的に経営の重要事項を決定していく必要があるものと認識しております。同時に監督・牽制機能を維持・強化することで、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-2-1】

本報告書の各項目の記載については、2021年6月改訂前のコーポレートガバナンス・コードに基づいて記載を行っております。中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、株式報酬等を支給することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】

(1) 政策保有株式に関する方針

当行は、経営政策又は営業政策に基づき、当行の中長期的な企業価値向上や取引先との安定的・長期的な関係構築・維持・強化等に資すると判断される場合に、当該取引先等の株式を保有します。

保有意義及び経済合理性、将来の見通しなどを十分検証し、保有に見合った価値が認められない場合には、投資先企業の十分な理解を得たうえで縮減を進めます。

(2) 政策投資株式の保有意義検証

政策保有株式については、保有目的に応じた便益や投資先の財務・業績等のリスク等が資本コストに見合っているか、将来の見通し等も踏まえた個別の政策保有株式の精査結果について取締役会に報告し、保有方針を取締役会において決定しております。

(3) 政策保有株式に関する議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権の行使については、当行の中長期的な企業価値向上に資するか否かを基準に、議案ごとに賛否を判断します。当行の企業価値向上を毀損するような議案につきましては、肯定的な議決権の行使は行いません。

【原則1-7】

当行は、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。

(1) 役員が競業取引及び利益相反取引を行う場合は、取締役会の承認を必要とし、厳しく管理しております。

(2) 関連当事者を含めた取引先との取引については、利益相反管理方針及び利益相反管理規程を定め、利益相反のおそれがある取引事案については、管理統括部署である経営部が管理し、定期的に取締役会に報告することにしております。

【原則2-6】

確定拠出型年金の加入者の資産形成に資するため、人事労務担当者を各種研修に参加させるなど必要な人材育成を行っているほか、運用状況のモニタリングを実施しております。なお、当行は確定拠出年金制度を導入しており、機関投資家としての運用は同制度への移行前に退職した従業員に限定されています。

【原則3-1】

(1) 経営理念・経営計画

当行は、ホームページにおいて、会社の目指すところ（経営理念）、経営計画を開示しておりますので、ご参照ください。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

なお、当行ホームページにおいて、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を開示しておりますので、ご参照ください。

(<https://www.daitobank.co.jp/investor/outline/outline15.html>)

(3) 報酬の決定方針と手続き

役員報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、任意の指名・報酬委員会での審議を経て取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。なお、詳細については、本報告書の「[3. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況](#)」報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容をご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名方針と手続

以下の選解任方針、手続のとおり運用します。

< 基本方針 >

取締役候補の指名に当たっては、当行の規模を踏まえ、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を考慮し、以下に掲げている指名方針に基づき、指名・報酬委員会での審議の上、取締役会において決定する。

なお、監査等委員である取締役候補の指名については、監査等委員会の同意を得て指名する。

< 社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名方針 >

銀行の業務執行における豊富な業務知識、業務経験を有し、十分な社会的信用を有すること

当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できること

銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行できること

< 社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の指名方針 >

社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、金融、法務、財務、会計等の各専門分野における高い見識や豊富な経験を生かして、的確・適切な意見・助言を行うことができ、十分な社会的信用を有すること

当行の社外取締役の独立性判断基準に照らし、独立性が認められること

< 監査等委員である取締役候補者(社外取締役を除く。)の指名方針 >

銀行業務、法務、財務・会計等に関する幅広い見識に基づき、独立かつ中立の立場から取締役の職務の執行の監査を的確かつ効率的に遂行することができ、十分な社会的信用を有すること

< 監査等委員である社外取締役候補者の指名方針 >

社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、金融、法務、財務・会計等の各専門分野における高い見識や豊富な経験を生かして、独立かつ中立の・客観的な視点で取締役の職務の執行を監査することができ、十分な社会的信用を有すること

当行の社外取締役の独立性判断基準に照らし、独立性が認められること。

(5)経営陣幹部の選任及び取締役候補者の指名の理由

取締役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4-1-1】

当行は、取締役会等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて具体的に付議、報告及び審議基準を定めております。

取締役会で決定すべき事項は(1)のとおりです。

それ以外の事項については経営陣に委任されておりますが、(2)に掲げる重要事項については、取締役会に報告することになっております。また、(3)に掲げる事項については、取締役会で審議することになっております。

(1)株主総会に関する事項、役員に関する事項、組織及び運営に関する事項、株式に関する事項、計算に関する事項、重要な業務執行に関する事項、その他の重要事項

(2)取締役会の承認を得て実施した利益相反取引及び競業取引についての重要な事実、取締役に業務執行の決定を委任した事項、業務執行取締役による業務報告、その他取締役会が必要と認めた事項

(3)コーポレート・ガバナンスに係る重要事項

【原則4-8】

当行では、4名の独立社外取締役を選任しております。

【原則4-9】

社外取締役候補の選任に当たっては、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、以下の< 独立性判断基準 >により判断しております。

< 独立性判断基準 >

独立性判断基準を以下の通りとし、原則として、現在又は最近()において以下のいずれの要件にも該当しないものとする。

(1)当行又は当行関連会社の業務執行者

(2)当行又は当行関連会社の主要な取引先、その者が法人等である場合にはその業務執行者

(3)当行又は当行関連会社を主要な取引先とする者、その者が法人等である場合にはその業務執行者

(4)当行又は当行関連会社から役員報酬以外に、過去3年平均で年間10万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家

(5)当行又は関連会社から、過去3年平均で年間10万円以上の寄付等を受けている者、その者が法人等である場合にはその業務執行者

(6)当行又は当行関連会社の主要株主(総議決権の10%以上)、その者が法人等である場合にはその業務執行者

(7)上記(1)～(6)の近親者(二親等以内の親族)

「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

【補充原則4-11-1】

当行の取締役会は、定款で定める取締役12名以内の員数の範囲内の適切な規模で構成しており、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス及びジェンダーや国際性の面を含む多様性が必要であると認識しております。

取締役の選任に関する方針・手続については、【原則3-1】(4)の記載のとおりです。

【補充原則4-11-2】

当行は、取締役の重要な兼職状況を「株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-3】

当行は、取締役会のガバナンス機能の一層の充実を図るため、取締役会メンバーに対し、取締役会の実効性に関するアンケート調査を実施し、分析・評価することとしております。2021年4月の取締役会において2020年度の取締役会全体の実効性の分析・評価を実施し、概ね「十分適切」または「適切」と回答されており、取締役会は適切に運営され、取締役会全体の実効性は確保されていると評価しております。

一方で、取締役会の機能の更なる向上や議論の活性化に向け、「構成員の多様性」や「トレーニング機会の提供・斡旋」については、改善の余地があると認識しております。

【補充原則4-14-2】

当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、取締役に對し、常に必要な知識(経済情勢、業界動向、関連法令、コンプライアンス等)の習得や更新に努めるように情報を提供しております。

また、取締役は、外部研修、セミナー等に参加することにより、専門知識、見識を深めております。

社外取締役は、就任後適時、担当部署の責任者等から当行の現状について説明を受け、理解を深めております。

【原則5-1】

(1)(2)当行は、株主との対話全般について、経営部長が責任者となり、適宜、財務部門、リスク管理部門、営業部門等のIR活動に関連する部署間の連携を図り、建設的な対話を実現するよう努めております。

(3)当行は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、

株主とともに当行を成長させていくことが重要と認識しており、各種IR活動を通じて、当行の経営方針や活動の成果等、積極的な情報開示に努め、代表取締役又は担当役員自らが株主のご意見を直接伺っております。

(4) 当行は、株主との対話において把握した意見や当行に対する懸念等について担当部にて取りまとめ、経営陣に報告しております。

(5) 当行は、株主の実質的な平等性を確保すべく「内部者取引防止規程」を制定し、内部者取引の未然防止を図り、公平な情報開示に努めております。当行に関する重要情報については、適時かつ公平に開示することとし、一部の株主に対してのみこれを提供することがないよう、その情報管理の徹底に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SBIホールディングス株式会社	2,455,100	19.37
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	838,000	6.61
大東銀行行員持株会	476,600	3.76
SMBC日興証券株式会社	410,100	3.23
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口4)	339,900	2.68
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	306,500	2.41
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	301,300	2.37
株式会社東邦銀行	196,595	1.55
さわやか商事株式会社	160,000	1.26
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口5)	157,500	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

「割合(%)」は、発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合であります。

三井住友信託銀行株式会社から、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社及び日本証券代行株式会社を共同保有者とする2020年12月15日現在の保有株式等を記載した2020年12月22日付の大量保有報告書(変更報告書1)が関東財務局長に提出されておりますが、当行として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。

(氏名又は名称) 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

(住所) 東京都港区芝公園一丁目1番1号

(保有株券等の数) 609千株

(株券等保有割合) 4.80%

(氏名又は名称) 日興アセットマネジメント株式会社

(住所) 東京都港区赤坂九丁目7番1号

(保有株券等の数) 150千株

(株券等保有割合) 1.19%

(氏名又は名称) 日本証券代行株式会社

(住所) 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

(保有株券等の数) 37千株

(株券等保有割合) 0.30%

銀行等保有株式取得機構から、2021年2月15日現在の保有株式等を記載した2021年2月19日付の大量保有報告書(変更報告書3)が関東財務局長に提出されておりますが、当行として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。

(氏名又は名称) 銀行等保有株式取得機構

(住所) 東京都中央区新川二丁目28番1号

(保有株券等の数) 683千株

(株券等保有割合) 5.38%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	銀行業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
清水 紀男	他の会社の出身者													
松本 三加	弁護士													
菅野 裕之	他の会社の出身者													
佐藤 親	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 紀男			清水紀男氏は日本銀行出身であり、現在はとくわ総合サービス株式会社の代表取締役社長に就任されています。同社と当行の間に取引はございません。清水紀男氏と当行の間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断されることから概要の記載を省略します。	日本銀行において、長年にわたって金融業務に携わっており、銀行業務に精通した専門的知見を有しております。また、事業会社経営者としての豊富な経験と幅広い知識も有しており、この実績を踏まえ、当行意思決定の健全性と透明性に寄与し、経営の監督強化に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役に選任しております。

松本 三加		松本三加氏と当行の間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断されることから概要の記載を省略します。	弁護士として長年培ってきた知識・経験に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に意見を表明していただけるなど、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、監査等委員である取締役に選任しております。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
菅野 裕之		菅野裕之氏と当行の間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断されることから概要の記載を省略します。 また、同氏は元福島県職員であり、当行と福島県に預金及び融資取引等がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	福島県庁において、長年にわたって財務・財政・総務領域に携わっており、銀行業務にも通ずる豊富な経験・知識・見識を有しております。これらの実績に基づき、独立・中立の立場から客観的に意見を表明していただけるなど、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、監査等委員である取締役に選任しております。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
佐藤 親		佐藤親氏と当行の間に預金取引がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断されることから概要の記載を省略します。 また、同氏は元郡山市職員であり、当行と郡山市の間に預金及び融資取引等がありますが、通常の銀行取引であり、取引の性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略いたします。	郡山市役所において、長年にわたって財務、総務領域の行政に携わっており、銀行業務にも通ずる豊富な経験、知識、見識を有しております。これらの実績に基づき、独立・中立の立場から客観的に意見を表明していただけるなど、当行の業務執行を監督するのに適任であると判断し、監査等委員である取締役に選任しております。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当行は、監査等委員会の職務をサポートするものとして、監査等委員会事務局内に、補助使用人を配置しております。監査等委員会事務局の業務を行うにあたって、監査等委員会以外の者の指揮命令を受けないものとしております。
また、監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を得るものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査等委員会監査等基準に基づき、監査方針や監査計画等に従い監査を行っております。監査等委員会は、内部監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じ監査部と連携した業務監査も実施しております。
さらに、監査等委員会及び監査部は、会計監査人と定期的に監査結果の報告を基に意見交換等をして緊密な連携を保ち、効率的な監査に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	3	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	3	4	0	0	社内取締役

補足説明

取締役の指名・報酬などの決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化することで、コーポレートガバナンスのさらなる充実を図るため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 4名

その他独立役員に関する事項

当行は、独立役員の資格を充たす社外役員4名全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益等の公表KPIの達成度合いや、各取締役の担当事業の業績を踏まえて算出された額を、賞与(現金報酬)として毎年一定の時期に支給することとしております。目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うこととしております。
 なお、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うものとします。
 また、報酬に関しましては、後段の「報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容」の記載もご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、報酬等の総額を開示しております。
 a. 2020年度に役員(期中に退任した役員を含む)に支払われた年間報酬等の総額は、取締役9名(監査等委員を除く)に対し94百万円、取締役5名(監査等委員)に対し22百万円、監査役4名に対し8百万円であります。
 b. 上記報酬等のほか、重要な使用人兼務取締役の使用人給与額は11百万円、対象となる役員の員数は4名であり、その内容は基本報酬11百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の決定方針は、以下のとおりとしております。

1. 基本方針

当行の取締役(監査等員である取締役を除く。以下単に「取締役」という。)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に

機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当行の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて当行の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益等の公表KPIの達成度合いや、各取締役の担当事業の業績を踏まえて算出された額を、賞与(現金報酬)として毎年一定の時期に支給する。

目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

なお、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、株式報酬等を支給することを検討していく。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、指名・報酬委員会において検討を行う。

取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

種類別の報酬割合は、基本報酬の3割程度を目安に業績連動報酬等を支払うものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役会は、各取締役の基本報酬および業績連動報酬等の個人別の額は、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を尊重し決定しなければならないこととする。

【社外取締役のサポート体制】

当行は、監査等委員である社外取締役を含めた監査等委員の職務をサポートするものとして、監査等委員会事務局内に、補助使用人を配置しております。

活発な議論が行われるよう、取締役会資料は事前に配布し、各種情報提供を行うなどの体制を整備しております。

社外取締役に就任した者に対しては、経営部から会社概要・財務に関する説明を実施するなど、サポート体制の充実を図ってまいります。

社外取締役は、外部研修、セミナー等に参加することにより、専門知識、見識を深めております。

中期経営計画の策定、進捗管理やコーポレート・ガバナンスに係る重要事項については、取締役会の「審議事項」として継続して議論を深め、より一層取締役会の実効性を高めてまいります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当行は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を全うするとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

(1) 企業統治の体制の概要

当行は、監査等委員会設置会社への移行に伴い更なる監査体制の強化・充実により、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。また、経営規律の強化を図るとともに、透明性をより一層高めるため、社外取締役4名を選任しております。

取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名、及び監査等委員である取締役5名(うち社外取締役4名)計9名(男性8名、女性1名)で構成され、原則月1回開催し、取締役会の付議基準に基づく重要案件の決定、さらには業務執行状況の監督を行っております。

2021年2月より取締役会の任意の諮問機関として社内取締役を委員長とし、過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等にかかる審議を実施しております。

また、迅速かつ機動的に経営の重要事項を決定し業務を執行するために、執行役員制度を採用しております。

このほか、常勤の取締役(監査等委員である取締役を含む。)及び執行役員で構成する常務会を原則週1回開催し、重要案件の十分な審議、業務執行への適切な対応を行っております。取締役会、常務会ともその機能を十分に発揮するため、機動的、弾力的な開催に努めております。

なお、監査等委員5名中4名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、うち1名は監査機能の強化のため弁護士を選任しております。監査等委員会による活動の実効性を確保するためには、監査等の環境の整備や重要社内会議への出席等による円滑な社内の情報収集、内部監査部門等との緊密な連携及び内部統制システムの日常的な監視が必要と判断し、常勤監査等委員を選定しております。監査等委員は、取締役の業務執行状況を監督して適切な助言・提言を行っているほか、常務会には常勤監査等委員が出席して有効かつ適切な監査が行われるようにしております。

(2) 監査の状況

監査等委員会監査の状況

監査等委員会(5名(常勤1名、非常勤4名))は、監査等委員会監査等基準に基づき、監査方針や監査計画等に従い監査を行っております。なお、監査の実効性を高め、監査業務を円滑に執行するための体制を確保するために、補助使用人として監査部所属の職員1名を配置しております。

内部監査の状況

a. 内部監査の組織、人員及び手続

当行の内部監査は、監査部が担当しており、本部・営業店の業務を対象として行う臨店監査、並びに自己査定及び償却・引当結果を検証する自己査定監査を行うとともに、内部監査結果については、取締役会及び監査等委員会に報告しております。

b. 内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査等委員会は、監査等委員会監査等基準に基づき、監査方針や監査計画等に従い監査を行っております。監査等委員会は、内部監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じ監査部と連携した業務監査も実施しております。さらに、監査等委員会及び監査部は、会計監査人と定期的に監査結果の報告を基に意見交換等をして緊密な連携を保ち、効率的な監査に努めております。

また、これらの監査は、内部統制部門とも緊密な連携を保ち、良質な企業統治体制の確立に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

15年

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員業務執行社員 久保暢子

指定有限責任社員業務執行社員 野瀬直人

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士9名、その他16名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行のコーポレート・ガバナンス体制は監査等委員会設置会社を選択しており、取締役の3分の1を社外取締役として招聘することで、経営の透明性の確保に努めております。

また、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することにより、経営への監督・牽制機能を維持・強化しつつ、迅速かつ機動的に経営の重要事項を決定するガバナンス体制を構築できるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第116期定時株主総会の招集通知は、2021年6月2日に発送いたしました。法定の2週間前より前倒しの発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多数の株主が総会に出席する機会を設ける観点から、極力集中日を避けるよう配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	第116期定時株主総会より電磁的方法による議決権の行使(スマート行使を含む)を採用いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	導入を検討しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当行ホームページ及びT Dネットに英文招集通知(狭義の招集通知・参考書類)を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	例年、福島県内4会場において、「IR決算説明会」を開催し、決算の概要や当行の状況等の説明を行っておりますが、2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会の開催を見送っております。 なお、IR資料やディスクロージャー誌の掲載等により常に適切な情報を開示しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当行ホームページにおいて、決算短信及び決算説明資料、有価証券報告書、ディスクロージャー誌等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署は経営部(広報)となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行の経営理念として、「共創力と提案力で地域の豊かな未来を実現する」を掲げ、その実現に向け役職員一丸となり取り組んでおります。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当行は、2020年5月「だいとう SDGs宣言」を策定し、環境保全活動、CSR活動を実施しております。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2020年度は一部の取組みにおいて開催を見送りとしております。</p> <p>(1)環境保全への取組み</p> <p>自然保護活動などを通じて、地域の豊かな自然環境の維持・向上に努める方針としております。</p> <p>湖美来定期預金の取り扱い</p> <p>預金残高の一部を当行が拠出し、湖美来基金に寄付することで、福島県の水環境保全に貢献しております。</p> <p>猪苗代清掃活動の実施</p> <p>地元福島県の環境保全に資するため、毎年猪苗代湖の清掃活動を実施しております。</p> <p>資源保護の取組み</p> <p>会議資料のペーパーレス化などデジタル化による資源保護に取り組んでおります。</p> <p>(2)地域・社会貢献活動への取組み</p> <p>文化・スポーツ振興への取組みを通じて、地域の皆さまの成長に貢献する方針としております。</p> <p>「だいとう青少年音楽活動顕彰制度」の活動</p> <p>福島県の未来と復興を担う青少年の育成を文化面から支援することを目的に「だいとう青少年音楽活動顕彰制度」を創設し、国内のコンクール等で優秀な成績を収めた学校を表彰しております。</p> <p>「郡山シティーマラソン大会」への協賛</p> <p>活力ある街づくりを目的に開催される「郡山シティーマラソン大会」に第1回から連続して協賛しており、当行行員がボランティアスタッフとして、大会運営にも協力しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>法定開示資料のほか、IR説明資料を作成・公表し、当行の現状を正しくご理解いただくよう努めております。また、ディスクロージャー誌や、ホームページにおいて適時適切な情報開示を行っております。</p>
<p>その他</p>	<p>1. 女性活躍の取組み</p> <p>当行は女性活躍に係る「一般事業主行動計画」を掲げ、本部営業店で活躍する女性管理職の増加に取り組み、管理職(支店長代理以上)に占める割合15%以上の目標に対し、2021年3月末現在15.1%の実績となっております。</p> <p>研修体制についても、男女を問わず適材適所の配置を行うため入行後の研修フォローアップ期間を1年間から5年間に延長し、性別によらず適材適所の配置を行うなど、新たなキャリア形成制度に取り組んでおります。</p> <p>2. シニア人材の活躍の取組み</p> <p>当行は、シニア人材が豊富な知見や能力を最大限活かして、活躍できる職場づくりを進めています。シニア人材の確保、活躍を促進するため、再雇用職員の部店長登用や専門職人材に対するインセンティブ制度の拡充に取り組んでまいります。</p> <p>3. 働き方改革、健康増進への取組み</p> <p>(1) 通年ノーネクタイの実施</p> <p>例年夏季の「クールビズ」を実施しておりますが、地球温暖化防止への継続的な取組みに加え、個性を重視した働きやすい職場環境づくりを目的として2020年10月より通年ノーネクタイを実施しております。</p> <p>(2) 所定時間外労働の削減</p> <p>働き方の意識改革、心身の健康維持に向けて、終業後パソコンの一斉シャットダウンを導入し、適正な労働時間の管理を行っております。</p> <p>(3) 配偶者出産休暇の完全取得を促進</p> <p>制度内容等について、社内掲示板等で社員に周知、休暇未取得者に対する取得促進し、男性の子育て目的休暇の取得推進を図っております。</p> <p>(4) 「ふくしまの健康！応援キャンペーン」への協賛</p> <p>福島県民へ血圧のコントロールによる健康管理を呼びかけることで、「すべての人に健康と福祉を」というSDGs目標を支援しております。協賛金の一部は、日本高血圧学会、福島県医師会、福島県看護協会に寄付されております。</p> <p>(5) 健康経営について</p> <p>2021年10月、経営理念の実現のために、従業員及びその家族の健康の保持・増進に積極的に取り組むための基本方針として「健康経営宣言」を定めました。重点方針として、新型コロナウイルス感染拡大防止、メンタルヘルスの向上に努めるほか、精密検査受診率、時間外労働時間、喫煙率等の数値目標を設定し、達成状況の検証、改善策の策定のPDCAを計画的に実施いたします。健康管理最高責任者は社長とし、各事業所に健康管理推進責任者を配置し各施策の実行支援を通じて健康経営を推進してまいります。</p> <p>4. 新型コロナウイルス対策</p> <p>お客さまの事業継続や生活を支援していくため、ウィズコロナにおける取組みを継続して行うほか、アフターコロナを見据え新たな環境下での事業活動支援など、フェーズに応じた課題やニーズに適切に対応してまいります。</p> <p>5. 株主優待</p> <p>当行株式を100株以上ご所有の株主さまご本人へ株主優待定期預金を導入しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行ではコンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、以下のとおり、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、内部統制システムに関する基本的な考え方を示すとともに、各種内部管理体制の整備に努めております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会において「コンプライアンス基本方針」を制定し、その周知徹底を図る。
- (2) 行内のコンプライアンスに関する情報を一元的に管理する部署を経営部とする。
- (3) 本部及び営業店にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス遵守状況のモニタリング、コンプライアンス・マインド醸成のための啓蒙活動等を実施する。
- (4) 法務・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する施策の検討、啓蒙・教育、状況把握等について定期的に検討・協議する。
- (5) 不祥事件の未然防止のため、使用人の人事ローテーション及び連続休暇制度を実施する。
- (6) 取締役会において「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を制定し、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、不当要求は断固として拒絶する。
- (7) 取締役会において「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与の防止に関する基本方針」を制定し、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与の防止のための実効的なリスク管理態勢を確立する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

行内の文書の作成、保存及び管理について、「文書規程」に基づき、適正に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会において「リスク管理の基本方針」及びリスク管理に係る重要な規程等を制定し、適切なリスク管理を行う。
- (2) 銀行全体のリスクを統合的に管理・コントロールする部署として、経営部(リスク担当)を設置するほか、リスク管理委員会を設置し、各種リスクの評価、モニタリング、限度枠の設定・管理等について検討・協議する。
- (3) 内部監査を行う部署として、監査部を設置し、監査方針、内部監査計画を取締役会で策定して実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が効率的になされるよう、「社則」及び「事務規程」を制定する。
- (2) 取締役は会社法及び定款の定めに基づき、取締役会の委任を受けた範囲において、重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を行うことができる。
- (3) 迅速かつ機動的に経営の重要事項を決定し業務を執行するために、執行役員を設置する。

5. 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
当行は、子会社の経営内容を的確に把握するため「関連会社管理規程」を制定し、協議・承認事項や報告事項を明確化する。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当行は「関連会社管理規程」に基づき、子会社が行うリスク管理上の重要な事項については、事前に協議し、主管部及び関係部において適切な管理・指導を行う。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社が策定する経営方針は、当行の主管部にて事前に協議する。
当行は、円滑な子会社相互の活動と業務上の諸問題につき協調を促進するため、必要ある場合には、関連会社会議を開催する。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社においても、「コンプライアンス計画」及び「コンプライアンス・マニュアル」の規程を具備させる。
当行は「内部監査規程」に基づき、法令等に抵触しない範囲内で、子会社の業務執行状況について内部監査を実施する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (1) 監査等委員の職務を補助するため、監査部内に監査等委員会事務局を設置する。
- (2) 監査等委員会事務局の人員は、監査等委員会と協議のうえ、必要な人員を配置する。

7. 監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会事務局に所属する使用人は、監査等委員会事務局の業務を行うにあたって、監査等委員以外の者の指揮命令を受けない。
- (2) 監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動や評価等については、監査等委員会の事前の同意を得る。

8. 当行並びに子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が当行の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当行並びに子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、法令等の違反行為、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、銀行法に定める不祥事件が発生した場合、速やかに当行の監査等委員会へ報告することとする。
- (2) 「公益通報者保護規程」において、当行及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、組織的又は個人的な法令違反行為等に関して、当行の監査等委員会へ報告することができる。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「公益通報者保護規程」において、通報者に対して当該通報をしたことを理由に解雇その他いかなる不利益取扱も行わないことを定める。

10. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会は、「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員の職務の執行上必要と認められる監査費用について予算の決議を行う。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、会計監査のみならず、取締役会、常務会その他の重要な会議へ出席し、必要あると認められるときは意見を述べ、そのほか往査による業務監査を実施する。
- (2) 代表取締役及び関係する取締役は、当行が対処すべき課題、監査等委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、

取締役会等において定期的に監査等委員と意見交換を行う。

(3) 監査等委員会は、内部監査部門等と緊密な連携を保ち、内部管理体制における課題等について定期的に意見交換を行い、内部監査の結果等の報告を受ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」を定め、反社会的勢力排除へ向けた基本的な考え方を明らかにするとともに、反社会的勢力への対応に係る諸規程を制定するなど、反社会的勢力排除に向けた体制を整備しております。

また、預金規定等に暴力団排除条項を導入し、顧客より「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」を徴求するなどの対応を行っております。

当行では、事務システム部を反社会的勢力への対応に関する統括部署とし、反社会的勢力に関する情報収集・管理を行うほか、弁護士や外部機関等との連携、行内研修等による周知・徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンスの充実にに向けた取組みの2021年3月期における実施状況

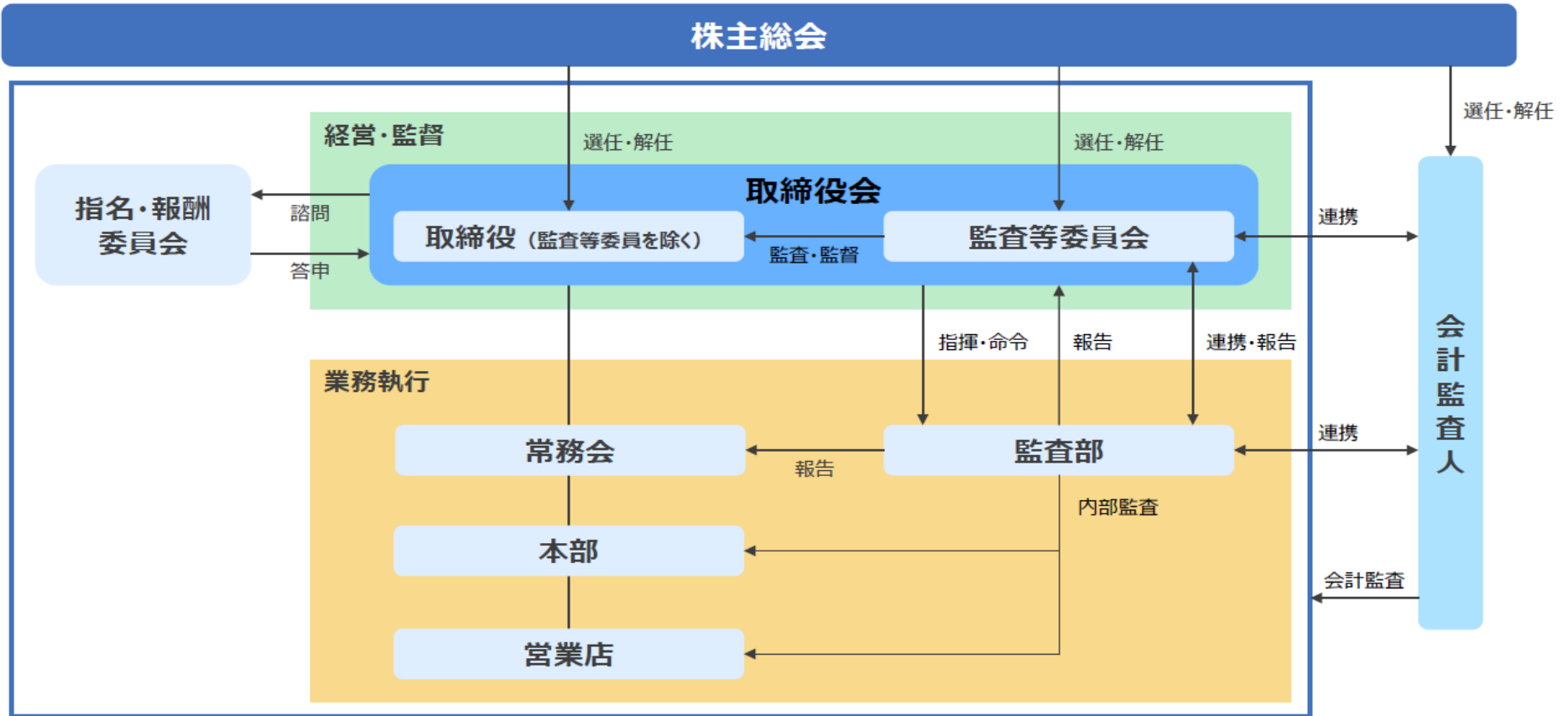
a. 11回の取締役会を開催しております。

b. 41回の常務会を開催しております。

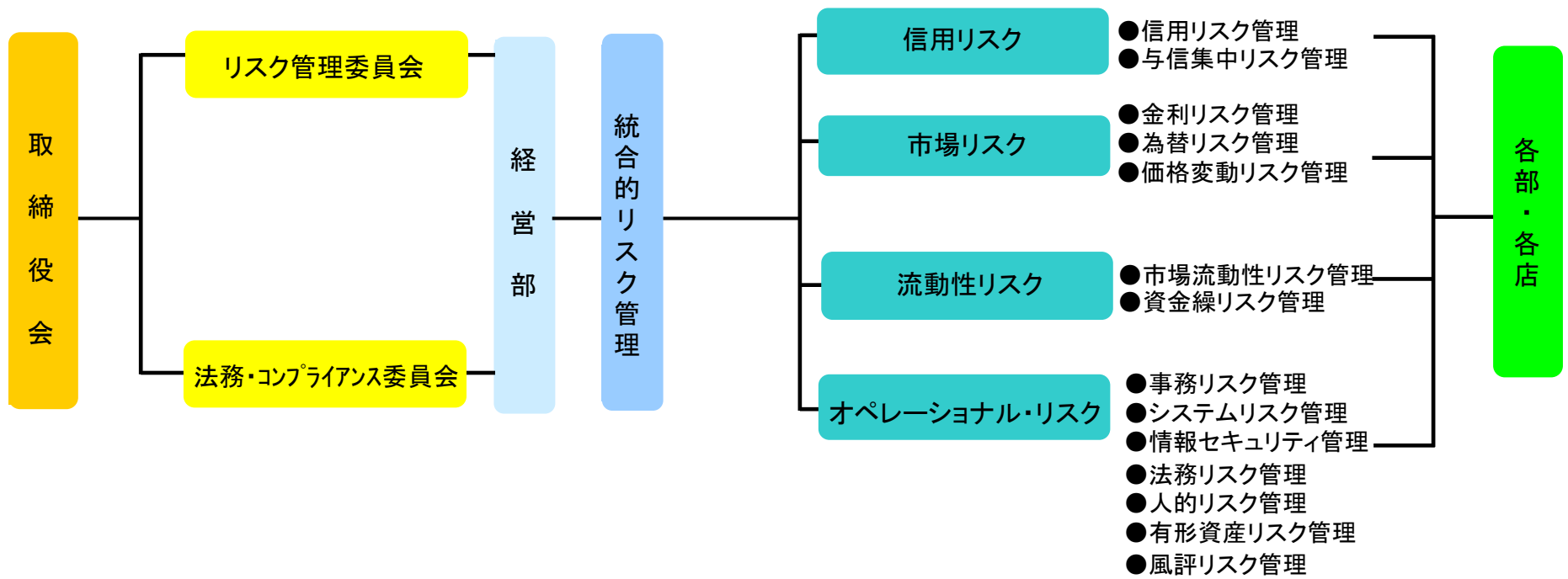
c. 2回の指名・報酬委員会を開催しております。

(2021年2月より取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置。)

ガバナンス体制



統合的リスク管理体制



適時開示体制の概要

